

## 完了検査申請について

### 完了検査の予約について

- ・完了検査の予約は、Webページにて受け付けております。

[http://www.tokyo-btc.com/kakunin/kanryoukensa\\_yoyaku.html](http://www.tokyo-btc.com/kakunin/kanryoukensa_yoyaku.html)

こちらのページに接続し、必要事項をご記入の上お申し込みください。日程を調整させていただいた後、ご返事致します。

- ・予約後、天候その他の理由により検査日を変更したい場合は、速やかにご連絡ください。申請引受け前であれば、検査日を再調整致します。（行政報告後の場合には申請取下げの手続きが必要になりますのでご注意ください。）
- ・確認済証交付後に設計内容に変更が生じた場合は、事前に確認検査員にご連絡ください（変更内容が建築基準法施行規則第 3 条の 2「軽微変更」に該当するか、計画変更確認申請手続きが必要な「計画変更」に該当するかを検査申請前に「軽微変更報告書」で確認致します。）。
- ・「計画変更」に該当し、計画変更確認申請が必要となる場合には、審査、確認に長期間を要する場合があります。

※ 原則として、完了検査前に消防用設備等の検査（消防検査）を受検してください。検査済証交付は消防検査合格の確認後になります。

### 契約、申請手数料に関する留意事項

- ・申請受付後、確認検査業務手数料規定に基づく請求書および契約書として引受承諾書を送付致します。請求書記載の銀行口座に期日までに振込をお願い致します。
- ・請求書、引受承諾書の宛名、送付先、検査済証等の受取者連絡先は、「請求書・引受承諾書の宛名等の連絡票」に記載してください。
- ・領収書の発行を希望する方はお申し出ください。

※ 請求書の再発行は原則できませんので経理処理上の支払い者を必ずご確認ください。

### 完了検査申請書類の提出に関して

- ・完了検査申請書類は、検査予定日の 7 日前を目安にお持ちください。
- ・完了検査において、構造に関する検査は、机上での検査になります。建築工事施工結果報告書類等とデータの突合せができる資料（原本）をお持ちください。当該資料はデータ照合後返却致します。

※ 申請書類提出が前日ですと、告示 835 号第 3「完了検査に関する指針」により、書類上の整合がとれない場合、検査済証の交付が遅れる場合がありますのでご注意願います。